

横浜市手話通訳者派遣事業実施要綱

制 定 昭和48年 5月21日 (局長決裁)
最近改正 令和 8年 4月 1日 健障自第3940号 (局長決裁)

(目的)

第1条 この事業は、聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者（以下「聴覚障害者等」という。）が社会生活上必要とする場合に手話通訳者を派遣し、意思の疎通を支援することにより、聴覚障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、横浜市とする。ただし、事業の一部は障害者スポーツ文化センター横浜ラポールの指定管理者として指定を受けた事業者（以下「指定管理者」という。）が実施する。

(派遣対象者)

第3条 本事業の派遣対象者は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市に居住し、手話通訳を必要とする聴覚障害者等
- (2) 本市に所在する聴覚障害者等で構成する団体
- (3) その他市長が手話通訳を必要と認めた者

(派遣区域)

第4条 通訳を行う派遣区域は横浜市内を原則とする。ただし、市長がやむを得ない理由と認めた場合は、この限りではない。

(派遣対象事項)

第5条 手話通訳者の派遣は別表第1に定める事項について実施する。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合には原則として派遣対象としない。

- (1) 政治団体の活動（特定の政党の政治的活動や集会等）
- (2) 宗教団体の活動のうち、会員等を対象とした宗教的な行事、集会等
- (3) 企業の営利活動（企業・個人の営利を目的とする商品販売等の活動等）
- (4) 定期的かつ長期にわたる活動
- (5) その他社会通念上派遣することが好ましくないとと思われる活動

(オンライン等による通訳者派遣について)

第6条 別表第1に定める事項への手話通訳者の派遣について、派遣対象者からオンライン等による手話通訳の依頼を受けた場合は、オンライン等によることが、現場へ手話通訳者を派遣するよりも適切であると、指定管理者が判断した場合に限り認めることとする。

2 オンライン等による通訳に際し、手話通訳者の自宅で通訳を行なった場合は、1回につき200円の通信料を、手話通訳者の所有するパソコン・タブレット等を使用した場合は、1回の

派遣につき 500 円の機器借用料を支払うこととする。

- 3 手話通訳者の通訳業務を撮影し、オンライン等で配信すること等を伴う依頼への対応については、健康福祉局長と指定管理者が別途協議し定めることとする。
- 4 前1項から3項を除く、オンライン等による通訳者派遣に関しての必要な事項については、指定管理者が対応することとする。

(依頼者の負担)

第7条 本事業における手話通訳者の派遣に要する聴覚障害者等の負担は無料とする。ただし、通訳を行う際に必要となる手話通訳者にかかる入場料、参加費その他これらに類する費用は、依頼者が負担するものとする。

(派遣の申込み)

第8条 手話通訳を必要とする聴覚障害者等は、文書又は口頭により指定管理者に申し込まなければならない。

(他市区町村との関係)

第9条 指定管理者は、派遣希望場所が横浜市外の場合は、当該市区町村の手話通訳者等派遣制度を利用し、当該市区町村の派遣窓口に依頼することができるものとする。ただし、当該市区町村に派遣制度がない場合はこの限りでない。

- 2 指定管理者は、他市区町村から横浜市内における手話通訳者の派遣について依頼があった場合は、派遣可能な手話通訳者を選考するものとする。

(派遣の決定)

第10条 指定管理者は、派遣の申込みについて内容を審査のうえ派遣の可否を決定し、聴覚障害者等に対して派遣決定通知を送付するものとする。

- 2 指定管理者は派遣決定後、派遣可能な手話通訳者を選考し派遣するものとする。

(派遣の停止)

第11条 指定管理者は、手話通訳者の派遣に際し次の各号に類する事項が確認された場合は派遣を停止することができる。

- (1) 申請者が虚偽の申請により手話通訳者の派遣の決定を受けた場合
- (2) 派遣される手話通訳者に危害が及ぶ可能性がある判断される場合

(手話通訳者)

第12条 指定管理者は、事業を実施するための手話通訳者をおくこととし、身体障害者の福祉に理解と熱意を有する者で、手話の専門知識及び技術を習得し、かつ手話通訳の経験を有する者の中から書類の審査、面接及び一般的、専門的知識、手話技術の判定により手話通訳者を選考し、市長に報告する。

- 2 手話通訳者は次の2種類とする。
 - (1) 常勤手話通訳者（正規職員）

(2) 非常勤手話通訳者（非常勤嘱託員）

（守秘義務）

第13条 手話通訳者は、その業務上知り得た秘密、個人のプライバシー等を第三者に漏らしてはならない。また、手話通訳者を退いた後も同様とする。

（手話通訳者証）

第14条 市長は、第12条により報告を受けた手話通訳者のうち適格と認められる者に、横浜市手話通訳者証（第1号様式）を交付する。

- 2 手話通訳者は、本要綱における手話通訳時には、横浜市手話通訳者証を常時携帯し、必要がある場合は提示しなければならない。
- 3 手話通訳者は、横浜市手話通訳者証の記載事項に変更のある場合は速やかに指定管理者に届け出なければならない。

（金品授受等の禁止）

第15条 手話通訳者は、その職務に関し、金品等を受け取ってはならない。

（業務の取り止め）

第16条 指定管理者は、手話通訳者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその手話通訳者の派遣を取り止め、市長に報告する。

- (1) 手話通訳者から辞退届が提出されたとき
- (2) 第13条及び第15条の規定に違反したとき
- (3) その他手話通訳者としてふさわしくないと認められるとき

（手話通訳者証の返却）

第17条 手話通訳者は、前条に該当した場合、横浜市手話通訳者証を市長に返却しなければならない。

（報告義務）

第18条 手話通訳者は、通訳業務終了後すみやかに業務状況報告書等必要な書類を作成し、3日以内に指定管理者に提出しなければならない。

（報酬）

第19条 手話通訳者の報酬は別表第2のとおりとする。

- 2 他市区町村において、当該市区町村の手話通訳者等派遣制度を利用し、手話通訳者の派遣を受けた場合の報酬は、当該市区町村の派遣単価に準じ、手話通訳者に支払うものとする。

（費用弁償）

第20条 第4条の業務の執行に要した旅費は、横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号）の規定を準用して、その実費を手話通訳者に支払うものとする。

- 2 他市区町村の手話通訳者等派遣制度を利用し、手話通訳者の派遣を受けた場合の旅費は、当該市区町村の費用弁償に準じ、手話通訳者に支払うものとする。

(特殊健康診断)

第 21 条 指定管理者は、手話通訳者の健康保持を図り、この事業全体の健全な運営を確保するため、毎年、特殊健康診断を実施することとする。

- 2 手話通訳者は、指定管理者が実施する特殊健康診断を受診しなければならない。

(運営委員会)

第 22 条 指定管理者は、横浜市手話通訳派遣事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、事業の効率的な運営を図るものとする。

- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる者によって構成するものとする。

- (1) 聴覚障害者団体から選出された聴覚障害者等
- (2) 手話通訳者団体から選出された手話通訳者等
- (3) 横浜市
- (4) 指定管理者
- (5) その他市長が必要と認めた者

(業務の報告)

第 23 条 指定管理者は、横浜市手話通訳者派遣事業実績報告書を作成し、翌月末日までに健康福祉局長に報告しなければならない。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、この事業について必要な事項は健康福祉局長と指定管理者が協議をして定める。

附 則

この要綱は、昭和48年5月21日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和49年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和52年6月10日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和56年2月20日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成6年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から実施し、平成13年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

第1号様式(第14条)

(表)

横浜市手話通訳者証	
氏名 _____	NO _____
年 月 日生	写 真
上記の者は、横浜市手話通訳者 であることを証明します	
年 月 日	
横浜市長	印

(A7)

(裏)

<ol style="list-style-type: none">1 本証明書は、他人に貸与又は譲渡しないで下さい2 本証明書は、常時携帯し、必要のある場合は提示して下さい3 本証明書を紛失したときは速やかに届け出て下さい4 横浜市手話通訳者でなくなったときは、直ちに本証明書を返還して下さい
--

別表第1(第5条)

横浜市手話通訳者派遣対象事項

対象	内容
司法に関すること	刑事事件公判、接見、民事事件裁判、検察・警察の取調べ、少年審判、家事調停、法律相談、弁護士との相談、警察署での相談(被害届等)、交通事故相談等
医療・保健に関すること	診察、治療、検査、検診、入退院に関わる説明、母親教室、栄養相談等
教育・保育に関すること	懇談会、個人面談、学校各種説明会、入卒業式等
労働・雇用に関すること	就職面接、職場内相談、昇格に関わる研修等
社会生活に関すること	生活保護に関する相談、介護保険認定調査、医療相談、施設入所に関わる相談、年金関係、社会生活上のトラブル、高額の契約、葬儀等
福祉推進に関すること	市規模以上の当事者団体の会務議決に関わる会議(総会、理事会等)。大会・講演等の舞台通訳等
聴覚障害者相談の通訳	聴覚障害者相談事業に関わる通訳

別表第2（第19条）

報酬一覧表（常勤手話通訳者）

単位	金額
—	指定管理者が局長と協議し、別途定める。

報酬一覧表（非常勤手話通訳者）

単 位	金 額
1時間以下	5,756円
1時間～1時間30分以下	6,588円
1時間30分～2時間以下	7,420円
2時間～2時間30分以下	8,252円
2時間30分～3時間以下	9,084円
3時間～3時間30分以下	9,916円
3時間30分～4時間以下	10,748円
4時間～4時間30分以下	11,580円
4時間30～5時間以下	12,412円
5時間～5時間30分以下	13,244円
5時間30分～6時間以下	14,076円
6時間～6時間30分以下	14,908円
6時間30分～7時間以下	15,740円
7時間超過	以下30分までごとに1,107円を加算する
その他	4,092円

- ※ 通訳時間とは、依頼者との待ち合わせ時間から依頼者と通訳終了を確認した時間までをいう。
- ※ その他とは、キャンセルの場合、及び特殊健康診断・業務調整会議・指定した研修（専門研修）に参加した場合。
- ※ 上記の専門研修を含め、指定管理者が手話通訳者向けに実施する研修に参加した場合は、参加にかかる交通費の実費を支払う。
- ※ オンライン等による手話通訳に際し、手話通訳者の自宅で通訳を行なった場合は、通信料として1回につき200円を、手話通訳者が所有するパソコン・タブレット等を使用した場合は、機器借用料として1回につき500円を支払う。
- ※ キャンセルとは、依頼者の都合により通訳業務ができなかった場合で、依頼者から通訳実施予定日前日の午後5時を過ぎて連絡があった場合をいう。

報酬の構造（非常勤手話通訳者）

内容	単価	備考
通訳単価	30分 832円	手話通訳を実施した場合のみ 1時間以内は1時間分の単価とする
基本単価	1回 3,528円	報告書作成時間を含む
職務加算	1回 564円	基本単価の16%とする